

マイナンバー制度に関する要請（案）

平成28年1月から運用が開始されるマイナンバー制度については、マイナンバーの付番・通知が本年10月に差し迫っているにもかかわらず、国民の理解が十分とは言えない状況である。

また、マイナンバー関連事務を担う地方公共団体や民間事業者においても、マイナンバー制度の導入に向けた作業を進めているところであり、制度の導入時期まで滞りなく進められるように去る3月10日に開催された地方公共団体情報システム機構の代表者会議において、当会議の委員である全国市長会及び全国町村会の代表者から、国に対して研修会等の支援を求める意見があったところである。

そこで、マイナンバー制度のスタートを目前とした今、制度の円滑な導入を図るため、次の事項について緊急に要請する。

- マイナンバー制度については、国民の認知や理解が深まらなければ、「通知カード」の取扱いや「個人番号カード」の取得等において混乱が生じ、普及、定着が阻害されるおそれがあることから、国民が適切にマイナンバーを取り扱えるよう、制度の概要やメリット等に加え、「個人番号カード」の取得等に必要となる手続きや注意すべき事項等についても、導入スケジュールと併せて早急に周知・広報を強化すること。

その際には、若者から高齢者までの各階層及び情報弱者に対して、様々な媒体を活用して、効果的かつきめ細やかな周知・広報を行うこと。

- マイナンバー制度の運用開始に合わせ、行政機関をかたった不正な勧誘、マイナンバーに関連した悪質商法や、マイナンバーや個人情報を騙し取るフィッシング詐欺等が発生するおそれがあるため、消費者庁をはじめとする関係省庁とも連携し、様々な注意喚起及び情報提供を行うとともに、監視体制を確保し、詐欺や悪質行為の被害を未然に防止するため万全を期すこと。

- マイナンバー制度の円滑な導入には、全ての地方公共団体と民間事業者において、制度の理解、システム改修や体制の整備が必要となることから、準備状況を勘案し、所管省庁も参加した説明会や研修会の開催及びマニュアルの作成を行うこと。

なお、マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、地方公共団体や民間事業者が主催する説明会や研修会についても、講師を無償で派遣すること。